

介護支援専門員更新研修（法定外研修）について

〔公開資料〕

令和4年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和4年10月31日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

介護支援専門員更新研修（法定外研修）について

経過等

法定外研修は（資質向上研修）は、大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当。
対象者要件 項番 2・・・次頁参考。

1 研修実施機関

都道府県、市町村、くすのき広域連合、地域包括支援センター、介護支援専門員にかかる職能団体、大阪府介護支援専門員
法定研修の指定団体

2 研修内容

専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの。（ 31の研修カテゴリー基準に基づくもの。）

3 研修の登録

研修実施機関が介護支援専門員を対象に行う、ケアマネジメントに資する専門的な研修について、大阪介護支援専門員協会の
ホームページへ登録

令和3年度に本市地域包括支援センターが実施した介護支援専門員を対象とした研修は、「主催：232件 共催：95件」実施
されているが、うち、上記法定外研修の登録が行われている研修は、9包括による11回の開催にとどまっている。

各包括とも、法定外研修の手続き等に関して十分認識されていないことが判明した。研修の内容により法定外研修として正式に登録
手続きを行うことにより、協会の承認を受けることが可能であるため、包括に対し、管理者会を通じ、研修内容の実態や法定外研修に
かかる手続きについて、あらためての説明と協力依頼を行ったところ。

【参考】 大阪府主任介護支援専門員更新研修制度

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 対象者

研修対象者は、特に質の高い研修を実施する観点から、次の1から6までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限がおおむね2年以内に満了する者とする。

- 1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- 2 **地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者**
- 3 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- 4 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- 5 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- 6 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- 7 その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者